

宇土市子ども第三の居場所条例の施行期日を定める規則を次のように制定する。

令和8年9月16日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第52号

宇土市子ども第三の居場所条例の施行期日を定める規則

宇土市子ども第三の居場所条例（令和8年条例第22号）の施行期日は、令和9年1月8日とする。